

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被選挙権を有しない者）</p> <p>第十一条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。</p> <p>2 外国の国籍を有する日本国民（国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により国籍の選択をしなければならぬ期間内にある者及び同条第二項に規定する選択の宣言をした者を除く。）は、衆議院議員及び参議院議員の被選挙権を有しない。</p> <p>（被選挙権のない者等の立候補の禁止）</p> <p>第八十六条の八 第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により被選挙権を有しない者は、公職の候補者（第十一条の二第二項の規定により被選挙権を有しない者にあつては、衆議院議員又は参議院議員の候補者。以下この項において同じ。）となり、又は公職の候補者であることができない。</p>	<p>（被選挙権を有しない者）</p> <p>第十一条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（被選挙権のない者等の立候補の禁止）</p> <p>第八十六条の八 第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により被選挙権を有しない者は、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。</p>

2 [略]

(選挙公報の発行)

第百六十七条 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙においては公職の候補者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴(外国の国籍を有する者にあつては、国籍法第十四条第一項の規定により国籍の選択をしなければならぬ)期間内にある旨又は同条第二項に規定する選択の宣言をした旨を含む。以下同じ。)、政見等を掲載した選挙公報を、都道府県知事の選挙においては公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)(ご)ことに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院(比例代表選出)議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴及び写真等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)(ご)ことに、一回発行しなければならない。

3 5 [略]

2 [略]

(選挙公報の発行)

第百六十七条 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)(ご)ことに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院(比例代表選出)議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)(ご)ことに、一回発行しなければならない。

3 5 [略]

(掲載文の申請)

第百六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員若しくは参議院（選挙区選出）議員の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴、政見等の掲載を受けようとするとき、又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴及び写真等の掲載を受けようとする

(掲載文の申請)

第百六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具

ときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び外国の国籍の得喪の履歴を記載し、及び写真を貼り付けること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4
〔略〕

(選挙公報の発行手続)

第六十九條 〔略〕

25 〔略〕

6 衆議院(小選挙区選出)議員若しくは参議院(選挙区選出)議員の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴、政見、写真等を掲載する場合、都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴、外国の国籍の得喪の履歴及び写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、及び写真を貼り付けること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4
〔略〕

(選挙公報の発行手続)

第六十九條 〔略〕

25 〔略〕

6 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

7

〔略〕

7

〔略〕

改正案	現行
<p>第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、<u>第十一条の二</u>第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。</p> <p>②④〔略〕</p> <p>第四百十三條 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、<u>第十一条の二</u>第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。</p>	<p>第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、<u>第十一条の二</u>若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。</p> <p>②④〔略〕</p> <p>第四百十三條 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、<u>第十一条の二</u>若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。</p>

②④
〔略〕

第六百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二第一項の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

②
〔略〕

②④
〔略〕

第六百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

②
〔略〕